

発行にあたって

本資料集は、一八九一（明治二十四）年四月に本学の機関誌として創刊され、一九二八（昭和三）年に『中央大学学報』が創刊されるまで、長く本学と出身者をむすぶ広報誌的な役割をも果たした『法学新報』から、中央大学関係記事を抜粋・編集したものです。

当初の『法学新報』は、社説、論説、翻訳、擬律、判決例、漫録、寄書、雑報、あるいは批評、院友動静、同窓実業界彙報などの記事で構成されています。なかでも「雑報」欄は、本学や法学、あるいは法曹界の動向を幅広く報じて、その名のおり多彩な内容となっています。英吉利法律学校・東京法学院出身者を取りあげた「院友動静」や「同窓実業界彙報」は、この「雑報」欄から独立していった欄でした。そこで、本集は、創刊号から一九〇一（明治三十四）年の学年末、七月発行の第一二四号までの「雑報」欄から、東京法学院の学事・行事を中心に抜粋して編集しました。

本集の中心となっているのは、卒業式、試験、訴訟実習会、学術講演会、討論会、運動会などの記事です。また、英吉利法律学校・東京法学院の創立や運営にふかくかかわった大八木備一郎、松野貞一郎、岡山兼吉、合川正道、渋谷慥爾、高橋健三など、関係者の訃報や葬儀関係の記事もみられます。

この時期には、一八九二（明治二十五）年四月の神田大火による校舎焼失と再建といった本学にとって大きなできごともありましたが、本誌「雑報」欄ではほとんど取りあげられていません。その反面、いわゆる「民法典論争」をめぐる、社説や論説では法典延期の一大論陣を張り、「雑報」欄でもその論争の動向を詳細に報じるなど、特徴的な誌面作りがなされています。また、卒業式典にさいしての院長の演説なども「雑報」欄ではなく、論説としてあつかわれている場合も見られます。もとより、「雑報」欄という性格上、系統的・統一的な記事はのぞむべくありません。しかし、こうした特色を考慮するならば、本集に採録した記事は、その時々々の東京法学院の動静を伝える貴重な資料といえるでしょう。

一九九九年五月

中央大学百年史編集委員会専門委員会主査

菅原彬州